

別表第1（第16条・第21条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練用 支援 用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）	腕，脚等の訓練のできる器具を付帯し，原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は2級を含む。），及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし，原則として3歳以上の者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし，原則として学齢児以上の者	尿が自動的に吸引されるもので，身体障害者（児）又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上の	身体障害者（児）を担架に乗せたまま	82,400円	5年

	身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として3歳以上の者	フト装置により入浴させるもの		
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者	介助者が身体障害者（児）の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし原則として3歳以上のもの	介護者が身体障害者（児）を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
訓練いす（児童）	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害児で原則3歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	41,000円	5年
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上の	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたも	159,200円	8年

		身体障害児で原則学齢児以上の者	の		
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として3歳以上の者	入浴時の移動，座位の保持，浴槽への入水等を補助でき，身体障害者（児）又は介助者が容易に使用者。ただし，原則し得るもの。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上の身体障害者（児）。ただし，原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るもので手すりつきのものである。ただし，取替えて学齢児以上の者に当たり住宅改修を伴うものを除く。	9,850円	8年
	T字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上の身体障害者（児）。ただし，原則として学齢児以上の者	身体障害者（児）が容易に使用し得るものである	木材 2,200円 軽金属 3,000円	3年
	移動・乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有する身体障害者	おおむね次のような性能を有する手すり，スロープ等であること。	60,000円 (手すり5,400円)	8年

	(児)で、家庭内の移動等において介助を必要とする者	身体障害者(児)の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防,立ち上がり動作の補助,移乗動作の補助,段差解消等の用具とする。 ただし,設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し,歩行や立位が不安定で頻繁に転倒する恐れのある身体障害者(児)。又は,重度又は最重度の知的障害者(児)若しくは精神障害者で,てんかんの発作等により頻繁に転倒する者	ヘルメット型で歩行が困難な者が転倒の際に頭部を保護できる機能を有するもの ア スポンジ及び革を主材料としているもの イ スポンジ,革及びプラスチックを主材料としているもの	ア 15,200円 イ 36,750円	3年
特殊便器	上肢障害2級以上の身体障害者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの及	151,200円	8年

	<p>(児)及び重度又は最重度の知的障害者(児)で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者</p>	<p>知的障害者(児)を介護している者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。</p>		
火災警報器	<p>障害等級2級以上の身体障害者(児)又は重度若しくは最重度の知的障害者(児)</p>	<p>室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの</p>	15,500円	8年
自動消火器	<p>であってそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯</p>	<p>室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの</p>	28,700円	8年
電磁調理器	<p>視覚障害2級以上の視覚障害者で対象者のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重</p>	<p>視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの</p>	41,000円	6年

		度若しくは最重 度の知的障害者 で知的障害者の みの世帯及びこ れに準ずる世帯			
	歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害2級以上 の身体障害者 (児)。ただし、 原則として学齢 児以上の者	視覚障害者(児)が 容易に使用し得るも の	7,000円	10年
	聴覚障 害者用 屋内信 号装置	聴覚障害2級以上 の聴覚障害者 (児)で聴覚障害 者(児)のみの世 帯及びこれに準 ずる世帯	音、声音等を視覚、 触覚等により知覚で きるもの	87,400円	10年
在宅 療養 等支 援用 具	透析液 加湿器	腎臓機能障害3級 以上の身体障害 者(児)。ただし、 原則として3歳以 上の者	透析液を加温し、一 定温度に保つもの	51,500円	5年
	ネブラ イザー (吸入 器)	呼吸器機能障害3 級以上又は同程 度の身体障害者 (児)であって、	身体障害者(児)が 容易に使用し得るも の	36,000円	5年
	電気式 たん吸 引器	必要と認められ る者		56,400円	5年
	酸素ボ	医療保険におけ		17,000円	10年

	ンベ運 搬車	る在宅酸素療法 を行う身体障害 者（児）			
	視覚障 害者用 体温計 （音声 式）	視覚障害2級以上 の視覚障害者 （児）で対象者の みの世帯及びこ れに準ずる世帯。 ただし、原則とし て学齢児以上の 者	視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも の	9,000円	5年
	視覚障 害者用 体重計	視覚障害2級以上 の視覚障害者 （児）で対象者の みの世帯及びこ れに準ずる世帯。 ただし、原則とし て学齢児以上の 者	視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも の	18,000円	5年
	バッテ リー	人工呼吸器, ネブ ライザー又は電 気式たん吸引機 を使用中の者	人工呼吸器, ネブラ イザー又は電気式た ん吸引機の機能を維 持するためのもので あって, 障害者又は 介護者が容易に使用 し得るもの	60,000円	10年
情 報・意 思疎	携帯用 会話補 助装置	肢体不自由又は 音声機能若しく は言語機能障害	携帯式で, ことばを 音声又は文章に変換 する機能を有し, 身	98,800円	5年

通支 援用 具		であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齡児以上の者	体障害者（児）が容易に使用し得るもの		
情報・通 信支援 用具	上肢機能障害2級 又は視覚障害2級 以上の身体障害 者（児）		障害者向けのパーソナルコンピューター周辺機器や、アプリケーションソフト 上肢機能障害者（児） インテリキー、ジョイスティック等 視覚障害者（児） 画面拡大ソフト、画面音声化ソフト等	100,000円	
点字デ イスプ レイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害2級かつ聴覚障害2级以上） 身体障害者であって、必要と認められる者		文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピューターの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年
点字器	視覚障害2级以上の視覚障害者（児）。原則として学齡児以上の		視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。		

	者	(1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,400円 イ 6,600円 (2) 携帯用 ア 7,200円 イ 1,650円	標準型 7年 携帯用 5年
点字タイプライター	視覚障害2級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害者2級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者（児）が用意に使用し得るもの	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円	6年
視覚障害者用	視覚障害2級以上。ただし、原則	文字情報と同一紙面上に記載された当該	115,000円	6年

活字文 書読上 げ装置	として学齢児以 上の者	文字情報を暗号化し た情報を読み取り、 音声信号に変換して 出力する機能を有す るもので、視覚障害 者（児）が容易に使用し得るもの		
視覚障 害者用 拡大読 書器	視覚に障害を有 する視覚障害者 （児）であって、 本装置により文 字等を読むこと が可能になる者。 ただし、原則とし て学齢児以上の 者	画像入力装置を読み たいもの（印刷物等） の上に置くことで、 簡単に拡大された画 像（文字等）をモニ ターに映し出せるも の、又は文字を音声 で読み上げることが できるもの	268,000円	8年
視覚障 害者用 時計	視覚障害2級以上 の視覚障害者 （児）。なお、音 声時計は、手指の 触覚に障害があ る等のため触読 式時計の使用が 困難な者を原則 とする。ただし、 原則として学齢 児以上の者	視覚障害者（児）が 容易に使用し得るも の	触読式 10,300円 音声式 13,300円	5年
聴覚障 害者用	聴覚障害又は発 声・発語に著しい	一般の電話に接続す ることができ、音声	71,000円	5年

通信装置	障害を有するた めに、コミュニケ ーション、緊急連 絡等の手段とし て必要と認めら れる聴覚障害者 (児)等とする。 ただし、原則とし て学齢児以上の 者	の代わりに、文字等 により通信が可能な 機器であり、聴覚障 害者(児)等が容易 に使用できるもの		
聴覚障 害者用 情報受 信装置	聴覚障害者(児) であって、本装置 によりテレビの 視聴が可能にな る者	字幕及び手話通訳付 きの聴覚障害者(児) 用番組並びにテレビ 番組に字幕及び手話 通訳の映像を合成し たものを画面に出力 する機能を有し、か つ、災害時の聴覚障 害者(児)向け緊急 信号を受信するもの で、聴覚障害者(児) が容易に使用し得る もの	88,900円	6年
人工喉 頭	喉頭摘出者	笛式 呼気によりゴム等の 膜を振動させ、ビニ ール等の管を通じて 音源を口腔内に導き 構音化し得るもの	笛式 5,000 円	笛式 4年

		電動式 顎下部等にあてた電動板を振動させ経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	電動式 70,100円	電動式 5年
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であってコミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	新規設置 83,300円 回線切換のみ 2,000円 2,000円	
ファックス（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上の聴覚障害者等であって、コミュ	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	7,700円	

		ニケーション, 緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし, 電話(福祉電話を含む。)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	視覚障害者用ワードプロセッサ(共同利用)	視覚障害者(児)で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	編集, 校正機能を持ち, 日本点字表記法に基づき, 入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000円	
	点字図書	町長が別に定める。			
排泄管理支援用具	ストーマ装具	人工肛門又は人工膀胱造設者	ストーマ装具(消化器系) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型でラテックス製又はプラスチック製	ストーマ装具(消化器系) 月額 10,000円	

		<p>ックフィルム製の収納袋</p> <p>ストーマ装具（尿路系）</p> <p>低刺激性の粘着剤を使用した密封型のラテックス製又はプラスチックフィルム製の収納袋で尿処理用のキャップ付のもの</p>	<p>ストーマ装具（尿路系）</p> <p>月額 12,000円</p>	
紙おむつ等	<p>ストーマの著しい変形等によりストーマ装具の使用が困難な者又は3歳以上の者で高度の排便若しくは排尿機能障害の者又は脳原性運動機能障害かつ意思表示困難者</p>	<p>紙おむつ、洗腸用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品</p>	<p>月額 20,500円</p>	
収尿器	<p>高度の排尿機能障害</p>	<p>採尿器とストーマ装具（尿路系）で構成し、尿の逆流防止装置をつけるもの</p>	<p>男性用</p> <p>普通型 7,700円</p> <p>簡易型 5,700円</p> <p>女性用</p> <p>普通型 8,500円</p>	

				簡易型 5,900円
住宅 改修 費	居宅生 活動作 補助用 具	町長が別に定める。		

(注)

- 1 乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の場合は、表中の上肢・下肢又は体幹機能障害に準じ取り扱うものとする。
- 2 聴覚障害者用屋内信号装置には、サウンドマスター、聴覚障害者用目覚時計、聴覚障害者用屋内信号灯を含む。

別表第1の2（第16条・第21条関係）

種別	種目	対象者	性能	基準額	耐用年数
介護・訓練 支援 用具	特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる用具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの。	154,000円	8年
	特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥創の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	19,600円	5年
	特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので難病疾患等又は介護者が容易に使用し得るもの。	67,000円	5年
	体位変	寝たきりの状態	介護者が難病患者等の体	15,000円	5年

	換器	にある者	位を変換させるのに容易に使用し得るもの。		
	移動用 リフト	下肢又は体幹機能に障害のある者	介護者が難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井歩行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000円	4年
	訓練用 ベッド	下肢又は体幹機能に障害のある者	腕又は脚の訓練ができる器具を備えたもの。	159,200円	8年
自立生活支援用具	入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	90,000円	8年
	便器	常時介護を要する者	難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）	4,450円 5,400円 （便器に手すりをつけた場合）	8年
	歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような機能を有する手すり、スロープ等であって、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえ、必要な強度と安定性を有し、転倒予防、立ち上がり動作の補助、	60,000円	8年

			移乗動作の補助，段差解消等の用具となるもの。ただし，設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
	特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし，取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く。	151,200円	8年
	自動消火器	火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの方及びこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し，初期火災を消火し得るもの。	28,700円	8年
在宅療養等支援用具	ネブライザー	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	36,000円	5年
	電気式たん吸引器	呼吸器機能に障害のある者	難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの。	56,400円	5年
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し，難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円	5年
	バッテリー	人工呼吸器，ネブライザー	人工呼吸器，ネブライザー	60,000円	10年

	リー	ライザー, 又は電気式たん吸引機 を使用中の者	一又は電気式たん吸引機の機能を維持するためのものであって, 障害者又は介護者が容易に使用し得るもの。		
住 宅 改 修 費	居宅生 活動作 補助用 具	町長が別に定める。			